

くまもと農業経営相談所総合支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くまもと農業経営相談所総合支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））及び、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12機改B第350号農林水産事務次官依命通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、個人の農業経営を法人化することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就業機会の拡大などの経営発展及び地域における将来にわたっての農地の維持管理を支援するものとする。

(補助対象経費等)

第3条 本事業の補助金等の交付の対象経費、補助対象期間及び補助金額は、下記に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助対象期間	補助金額
農業経営相談所の経営診断を受けて雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化の取り組みに要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	定額 (上限25万円 /1法人)

(補助金の交付申請)

第4条 要項第6条の補助金の交付申請書は、実施要綱別紙様式第11号によるものとし、別に定める期限までに提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年10月8日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年9月27日から適用する。

(別紙様式第11号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

法人名
役職名、代表者名

令和〇年度農業経営法人化支援事業助成金交付申請書

下記のとおり法人化とともに常時雇用者の雇用を行いましたので、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記2の第5の1の規定に基づき、農業経営法人化支援事業の助成金の交付を申請します。

記

- 1 法人名
- 2 法人登記設立年月日
- 3 常時雇用人数

(添付資料)

- 1 登記事項証明書
- 2 就業規則
- 3 雇用期間が確認できる書面等
- 4 令和3年度以前に農業経営相談所で最初に経営診断を受けた場合は、その事実が分かる資料